

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【公表番号】特表2008-538294(P2008-538294A)

【公表日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【年通号数】公開・登録公報2008-042

【出願番号】特願2007-545482(P2007-545482)

【国際特許分類】

A 6 1 M 15/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/12 (2006.01)

A 6 1 K 47/06 (2006.01)

A 6 1 K 9/72 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 15/00 Z

A 6 1 K 9/12

A 6 1 K 47/06

A 6 1 K 9/72

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月7日(2008.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薬学的に有効な成分と、HFA134a、HFA227又はこれらの混合物からなる液化エーロゾル噴射剤とを含む加圧製剤の、1回用量を収容する気密封止容器を備え、該容器の少なくとも一部が穿孔可能である、吸入装置。

【請求項2】

前記容器の内容積が0.3ml未満である、請求項1に記載の吸入装置。

【請求項3】

撃針を更に備え、該撃針は、両端部に開口を有するチャネルを備えて、該チャネルの第1の端部が前記容器に向かって位置決めされており、前記容器と前記撃針とは、互いに接近する方向へ相互に付勢されており、前記吸入装置は、保管位置では、前記容器と前記撃針とが離間した状態に保持され、作動時には、該保持が解除されて前記容器と前記撃針とが相互に移動することにより該撃針が該容器の前記穿孔可能な少なくとも一部を穿孔するとともにエーロゾル製剤が前記チャネルを通って患者に到達するように構成されている、請求項1又は2に記載の吸入装置。

【請求項4】

前記容器が前記撃針に向かって付勢されるとともに前記撃針は前記装置内に固定保持されており、前記吸入装置は、前記保管位置では、前記容器が前記撃針から離間した状態に保持され、前記作動時には、該保持が解除されて前記容器が前記撃針に向かって移動することにより該撃針が該容器の前記穿孔可能な少なくとも一部を穿孔するとともにエーロゾル製剤が前記チャネルを通って前記患者に到達するように構成されている、請求項3に記載の吸入装置。

【請求項5】

前記撃針によって前記容器の前記穿孔可能な少なくとも一部が穿孔されたときに、前記

撃針の前記チャネルの前記第1の端部が前記加圧製剤の液体部分に入るよう構成されている、請求項3又は4に記載の吸入装置。

【請求項6】

前記撃針が内面を有し、該内面が前記チャネルを画定する、請求項3～5のいずれか1項に記載の吸入装置。

【請求項7】

患者の口又は鼻に挿入されるようになっている出口を更に備える、請求項1～6のいずれか1項に記載の吸入装置。

【請求項8】

前記容器の前記穿孔可能な少なくとも一部が250μm以下の厚みを有する、請求項1～7のいずれか1項に記載の吸入装置。

【請求項9】

前記容器の前記穿孔可能な少なくとも一部が箔である、請求項1～8のいずれか1項に記載の吸入装置。

【請求項10】

前記箔がレーザ溶接されて気密シールを形成している、請求項9に記載の吸入装置。

【請求項11】

前記薬学的に有効な成分が、高分子又は生物学的治療製品である、請求項1～10のいずれか1項に記載の吸入装置。